

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出） 第十二条の七の七（略）</p> <p>2 法第十五条の二の四の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、都道府県知事がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出） 第十二条の七の七（略）</p> <p>2 法第十五条の二の四の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>3～5（略）</p>